

(電子メール施行)
高第 1461 号の 2
令和 4 年 7 月 27 日

各高齢者施設等の管理者 様

兵庫県福祉部高齢政策課長

新型コロナウイルスワクチン 4 回目接種の対象拡大について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る 4 回目接種に関し、国は、7 月 22 日付けで通知の一部改正を行い、18 歳以上 60 歳未満の高齢者施設等の従事者に対する 4 回目接種の実施を可能としたところです。

つきましては、各施設等におかれましても、従事者の 4 回目接種の体制が整い次第、できる限り早めに接種が受けられるようよろしくお願ひします。

【参考】令和 4 年 7 月 22 日付け国事務連絡(「新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種の対象拡大について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968024.pdf>

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当) e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--